

○財務省告示第二百二十九号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十七年財務省告示第百八十四号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査により判明した事実に基づき、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、同条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月三日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

- (一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム
- (二) 特徴 水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、液体石鹼や洗剤の原料として用いられる。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十八年八月九日から平成三十三年八月八日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム

(二) 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する

事項 平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する

政令第二条第三項の特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（

以下単に「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産

者の会社設立の時から同日まで）

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する

事項 平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで

(三) 不当廉売の事実

不当廉売差額は、調査対象期間において、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

なお、正常価格については、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）がない場合等には、調査対象貨物の供給国から本邦以外の国に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格とした。ただし、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に基づき、当該調査対象貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができな
い場合には、当該調査対象貨物の供給国である中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「代替国販売価格」という。）とすることとした。

イ 韓国を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、UNID Company Ltd.（以下「UNID」という。）から、調査対象期間内に本邦への輸出の実績がある旨の回答があった。その他の供給者は特定されなかった。

(四) 正常価格

調査対象貨物の供給者であるUNIDに対して質問状を送付し、UNIDから回答を得たが、UNIDが提出した国内販売価格等に関する証拠についてその正確さを確認することができなかった。また、UNIDの本件調査に対する対応は、妥当な期間内に調査当局が必要な情報の入手をすることを許さず、若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当した。このため、知ることができた事実として、申請書の「正常価格の基礎とする価格」をUNIDの調査対象貨物の国内販売価格として採用し、UNIDを供給者とする調査対象貨物の正常価格として用いることは適切であると判断した。

(五) 輸出価格

調査対象貨物の供給者であるUNIDに対して質問状を送付し得た回答を踏まえ、UNIDを供給者とする調査対象貨物の輸出価格を算出した。

(六) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、UNIDを供給者

とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、五十九・九五パーセントであった。その他の者を供給者とする調査対象貨物にあつては、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとし、UNIDの不当廉売差額率と同率を適用した。

ロ 中国を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、Jiangsu OCI Chemical Ltd. (以下「OCI」という。) から、調査対象期間内に本邦への輸出の実績がある旨の回答があつた。その他の供給者は特定されなかつた。

(ロ) 正常価格

調査対象貨物の供給者であるOCIに対して質問状等を送付したが、OCIからは、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示されなかつたため、代替国販売価格を採用し、OCIを供給者とする調査対象貨物の正常価格を算出した。

(ハ) 輸出価格

調査対象貨物の供給者であるOCIに対して質問状を送付したが、指定された期限までに回答がなかつたため、知ることができた事実として、中国税関が提供する輸出貿易統計のデータ等を用いてOCIを供給者とする調査対象貨物の輸出価格を算出した。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、OCIを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、九十一・六六パーセントであった。その他の者を供給者とする調査対象貨物にあっては、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとし、OCIの不当廉売差額率と同率を適用した。

ハ 結論

以上から、UNID及びその他の者を供給者とする韓国を原産地とする調査対象貨物並びに、OCI及びその他の者を供給者とする中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が認められた。

(四) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦へ輸入される不当廉売された調査対象貨物（以下「当該輸入貨物」という。）の量が、本邦の市場における需要量が調査対象期間を通じてほぼ横ばいの中、年々増加した。このため、本邦において生産された当該輸入貨物と同種の貨物の販売量は減少し、販売価格も引き下げられた。この結果、本邦の産業については、売上高が大きく低下し、利潤その他の指標が悪化した。

以上から、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(五) 結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、不当廉売関税を課することが決定された。

五 法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一) 不当廉売関税を課する貨物

韓国及び中国を原産地とする水酸化カリウムのうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二) 不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六 その他参考となるべき事項

(一) 韓国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売関税の税率

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百七十八号）による改正後の水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第九十六号。以下「新政令」という。）において定める

不当廉売関税の税率については四(三)イ(㊦)における水酸化カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、UNIDを供給者とする税率及びその他の者を供給者とする税率についてはそれぞれ四十九・五パーセントとなる。

(二) 中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売関税の税率

新政令において定める不当廉売関税の税率については四(三)ロ(㊦)における水酸化カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、OCIを供給者とする税率及びその他の者を供給者とする税率についてはそれぞれ七十三・七パーセントとなる。

(三) 調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページにおいて入手することができる。